

資料1

厚生・産業常任委員会資料
平成24年(2012年)3月12日
健康福祉部障害者自立支援課

「新・障害者福祉しがプラン(素案)」に対して提出された意見・情報と それに対する滋賀県の考え方について

平成23年12月22日から平成24年1月21日までの1か月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「新・障害者福祉しがプラン」(案)について意見募集を行った結果、県民等22名の方から113件の意見・情報の提出がありました。

これらの意見については、同じ内容のものやプランと直接関係がないと考えられる意見等もあり、それらをまとめると106件に集約することができます。そこで、この106件についてプラン案の項目ごとに整理し、それに対する滋賀県の考え方を以下に示します。

とりまとめの便宜上、提出された意見等は適宜集約したものとなっており、またプラン案の内容と直接関係がないと考えられる意見等については、県の考え方を示していません。

<提出された意見・情報の概要>

「I はじめに」関係	8件
「II 基本構想」関係	9件
「III 実施計画 1 主要施策の方向 地域で暮らす」関係	28件
「III 実施計画 1 主要施策の方向 地域で働く」関係	10件
「III 実施計画 1 主要施策の方向 地域で活動する」関係	19件
「III 実施計画 1 主要施策の方向 共生のまちづくり」関係	15件
「III 実施計画 2 重点プロジェクト」	8件
「III 実施計画 4 事業量見込」	1件
計画全般	8件
考え方を示した意見・情報	106件
上記の各項目と同一内容・その他の意見・情報	7件
提出あった意見・情報 総計	113件

県民政策コメントを踏まえた主な修正内容

- 1 障害者基本法の改正をはじめ、障害者制度改革に向けた新しい動向等を反映しました。
 - ・ 障害を理由とする差別防止にかかる記載を追加しました。(P5)
 - ・ 障害者自立支援法にかわる新たな法律の骨子案において難病患者等が対象として位置づけられたことを反映しました。(P5)
 - ・ 改正障害者基本法の概要などについて、記載を追加しました (P1)
- 2 障害者の社会参加に向け、スポーツ・レクリエーションの振興の重要性に鑑み、記載を追加しました。
 - ・ 現状と課題や重点項目にスポーツに関する記載を追加しました。(P37 など)
- 3 障害者の社会参加や共生のまちづくりに向けて、文化・芸術活動の振興の重要性に鑑み、記載を追加しました。
 - ・ アール・ブリュットにかかる記載を追加しました。(P37など)
- 4 その他必要な内容の追加、修正等を行いました。
 - ・ 滋賀型地域活動センター、パラリンピック、手話奉仕員養成、成年後見制度、パーキング・パーミット 等
- 5 事業量見込等の盛り込み
 - ・ 素案の時点では市町と調整中だった事業量見込みや、指標達成に向けた重点項目を盛り込みました。

県民政策コメント提出意見・情報等

※着色は、素案を修正した意見です。

< I はじめに >

No.	箇所	内容	考え方
1	P 3	「障害者基本に基づく合議制の機関を設置して、障害のある当事者や関係団体の参画のもとでの施策の推進状況の監視により」とあるが、「合議制の機関」「監視」などもう少しわかりやすく表現できないか。	いずれも改正障害者基本法による用語であり、巻末付録に用語解説を設け説明することとします。
2	P 6	「県民一人ひとりが、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもとに、それぞれの立場で自発的・積極的に参加するとともに、その声やニーズに地域福祉の充実に反映させることが期待されます。」は、「県民一人ひとりが、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもとに、その声やニーズを地域福祉の充実に反映できるように、それぞれの立場で自発的・積極的に地域福祉活動に参加することが期待されます。」の方がわかりやすい。	御意見のとおり修正します。
3	P1	平成18年10月→平成18年4月1日	障害者自立支援法は平成18年4月にも一部施行されていますので、誤解を招かないよう「平成18年」とのみ記載することとします。
4	P1	措置等を定めました→措置等が定められました。	御意見のとおり修正します。
5	P3	5 計画の推進体制と進行管理 ウ 目標数値を達成できなかった原因や検証等について、もっと詳しい内容の公表を願う。当事者及び家族が「協働」で障害者福祉制度の改革の継続、進行が行えるよう指導を望む。	御指摘の内容も含め、P 60にあるように、当事者参画による意見反映や課題把握、施策実施状況の検証などを図り、障害者施策の推進を図って参ります。
6	P3	5 計画の推進体制と進行管理 エ 県と市町、サービス事業所、県民等の連携は、十分ではなかった。市(圏域)の対応には地域差(温度差)を感じる。十分な「連携」のもと、柔軟かつ継続した進行管理を願う。	市町や事業所等との連携を密にし、当事者参画による意見反映や課題把握、施策実施状況の検証などを図り、障害者施策の推進を図って参ります。
7	P5	「障害のある人」をまとめたような表現は「発達障害者(特に成人期)」の理解が得られていないのではと不安。専門の相談機関や専門知識を持つ支援者の不足は否めない。発達障害者が地域で暮らせるよう、支援の隙間や中だるみ状態にならないよう希望する。専門機関の充実、専門の相談者の育成、「成人期発達障害の支援体制」は重要。必要な支援体制づくりを協働で進めていくことを願う。県が実施計画の方向性を示し、市町が具体的な行動計画を立てると理解しているが、障害者が自立して生活できるよう柔軟な支援を私たちと協働で進めて頂けると心強い。	発達障害者も含めた障害のある人全てに対する記述であり、発達障害者への支援についても、P 64, 65等において記載しています。関係者、機関との連携や参画のもとでの施策推進に一層努めて参ります。
8	P2	計画策定の趣旨 「当事者参画の考えのもと、障害のある方や関係者の声を生かし、障害者自立支援協議会の意見の反映を図ることとします。」とあるが、障害者自立支援協議会だけでなく当事者の直接の声を得る必要はないか。	同箇所において「障害のある方や関係者の声を生かし」としているのが、御意見の趣旨にあたるものと考えています。

< II 基本構想 >

No.	箇所	内容	対応案
1	10	基本構想 自立生活 課題 2 福祉のまちづくりの推進 「地域の中で普通に暮らす」ことを応援する近隣関係づくり（福祉コミュニティづくり）を項目として追加してはどうか。	御意見のとおり修正します。
2	11	基本構想 共生の地域づくりに向けて 課題 2 虐待防止、権利擁護の一層の推進 「成年後見人制度」より「成年後見制度」の方が適切ではないか。	御意見のとおり修正します。
3	13	基本理念 「まちの一員として取り扱われ」は「取り扱われ」は必要ないのではないか。	御意見のとおり修正します。
4	14	5つの視点 オみなんで取り組む それぞれの役割と責任を発揮して、「だれもが暮らしやすい」福祉のまちづくりに協力して取り組むこと、専門職も含めた「つながり」を広げることも重要	御意見を踏まえ修正します。
5	P10	医療的ケアへの→医療的ケアが必要な障害のある人への	御意見のとおり修正します。
6	P10	ウ 自立生活 現状と課題の内容が発達障害のことやまちづくりとなっており、表題の「自立生活 Independent Living (障害者が自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと) と合っていない。	自立生活という柱をなくし、共生のまちづくりに統合することになります。
7	P13	医療福祉→医療・保健・福祉	御意見のとおり修正します。
8	P10	・発達障害の児童・生徒数について 現状と課題にあがっている発達障害により特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、一割弱と感じている。	児童生徒の日々の学校生活の様子などを詳しく観察し、的確な実態把握をしていきたいと考えています。
9	P9	・コミュニケーション支援の記述について 社会参加に向けた支援に記述されているが、コミュニケーション支援は社会参加にとどまらず生活(生存)するための基本的なニーズ(基盤)の充足(支援)としてとらえる視点が重要。また、障害の社会的障壁の除去や障害の軽減を図るうえで、公共施設や福祉サービス等へのアクセス(アクセシビリティ)の保障が重要であり、情報アクセスとコミュニケーション保障(支援の充実)は、一つの柱(課題)として、課題の頁(共生の地域づくりに向けて) (P 11) に記述すること。	障害者基本法の趣旨やコミュニケーション支援、社会的障壁の除去にかかる合理的配慮等について、本プラン全体の考え方として、「はじめに」の冒頭に記載を追加しました。

<Ⅲ実施計画 1 主要施策の方向 地域で暮らす>

No.	箇所	内容	対応案
1	25	<p>福祉用具の普及 「介護者の負担軽減が図られるよう、」の次に「福祉用具センター等を通じて、」を挿入して欲しい。「また、」以下については、「福祉用具センターにおいては、チームによる福祉用具の改造・製作を行い、利用者にあった福祉用具の提供を行うとともに状態の変化や成長に伴うフォローアップに努めます。」「さらに、地域の相談支援事業所との連携の拡大と福祉用具に係る技術の開発、専門人材の育成に努めます。」として欲しい。</p>	<p>前段については、福祉用具の普及全般について表現しているものであり、原案のとおりとします。 後段の「福祉用具センター」の記述については、地域等との連携が不可欠であることから、次のとおり修正します。 【修正後】（後段） また、福祉用具センターにおいて、地域関係者等との連携を強化しながら、福祉用具の改造・制作や技術の開発を行うとともに、研修等を通して人材の育成に努めます。</p>
2	P17	<p>滋賀県下の入所型障害者施設(知的障害)では、高齢化対策が課題。通院や入院、看取りなどがあり、若年層への支援が犠牲になる恐れも。65歳以上は原則的には高齢者福祉の対象だが、健常の人とは異なる支援を要するため受け入れは進んでいない。「重度障害者の入所支援」の対象に、高齢の知的障害者支援を考慮願いたい。 入所型施設内に地域で暮らす障害者が、高齢化を迎えた時に利用できる、循環型の障害者支援施策を目指すべき。</p>	<p>高齢化対応についてはP25の4①中の「高齢となった障害のある人への対応」に記載しており、御意見も踏まえ具体策を検討し、推進に努めて参りたいと考えています。</p>
3	P17	<p>・ 居住の場の確保・充実について 重度障害者を「重症心身障害者」に限定することなく「強度行動障害者」も含め、それに対応したケアホームの整備が必要。そうしないと、近江学園や特別支援学校の寄宿舎生の卒業後の暮らしの場がなく、県外の入所施設に行ってしまう現実の改善が図られない。</p>	<p>ケアホームの整備促進については、「暮らしの場の確保」(P26)で記述しているところであり、障害の程度にかかわらず、身近な地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、国庫補助等を活用し、ケアホーム等の整備を促進します。</p>
		<p>・ 「・介護の困難性等が高い強度行動障害者に対応した通所施設における支援充実」を「・介護の困難性等が高い行動障害者に対応した通所施設における支援充実・ケアホームの整備促進」として欲しい。強度行動障害者のみでなく、行動障害者に対応した通所施設における支援充実が必要。</p>	<p>強度行動障害者や重症心身障害者については、必要性が高いことから、まずは重点施策として盛り込みを図ったものであり、行動障害者も含める点については、引き続き関係者の声も踏まえ検討します。</p>
4	P17	<p>・ ケアホームは、重症心身障害者だけでなく行動障害者も含めた重度障害者に必要。 ・ 「・発達障害者支援センターを核に、県南部への相談支援機能の充実、福祉圏域での「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」、市町での相談支援等、重層的な支援体制構築を「・発達障害者支援センターを中心に、圏域ごとに核となる施設を配置し、県南部への相談支援機能の充実、福祉圏域での「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」、市町での相談支援等、重層的な支援体制構築」とすべき。地域生活を支援するためには、県内に1か所ではなく、少なくとも圏域に1か所必要。</p>	<p>また、発達障害については、既に福祉圏域ごとに支援体制を構築していることから、現状に合わせるとともに、具体的なわかりやすい表現に修正します。</p>
5	P17	<p>・ 入所施設からホームへということだが、できる限り自宅で暮らせるよう必要なサービスがあって必要だけ受けられるような仕組みにして欲しい。 ・ サービスの地域格差があるので、サービス内容・方法の低いところではなく、高いところに合わせて欲しい(例えばホームで入浴介助が利用できるよう) ・ 重度障害者のホーム利用についても職員加配をお願いしたい。 ・ 高齢障害者のサービス利用において障害者と高齢者の制度を使い分けしなくてはならず、使いづらさがあるので検討して欲しい。</p>	<p>ご意見を今後の取組の参考とし、県と市町の役割にも留意しながら地域生活支援の充実に努めます。</p>

6	P17	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の場の確保・充実について 「介護の困難性等が高い」について、障害程度区分による行動障害15点以上でなおかつ養護学校卒業児童に限ると検討されているようだが、そのような人はとても少ない。行動援護の8点以上を対象にして、自立支援協議会の中に専門の判定機関を設けて、個別ケースについて判断してもらいたい。既存の生活介護事業所にいる行動障害者も対象にすべき。 ・職員のスキルアップと連動させることがとても意味がある。 	<p>ご意見を今後の取組の参考とし、県と市町の役割にも留意しつつ重度障害者支援の充実に努めます。</p> <p>また、個別の事業の実施に向けては、現場の状況を重視しつつ、財政的な制約等も踏まえ、効率的・効果的な手法を検討します。</p> <p>なお、重度障害者の支援については、人員配置基準や報酬基準の適切な見直しを国へ要望しているところです。</p>
7	P21	<p>重度・重複障害のある児童生徒への教育の充実 「看護師等」→「医師や看護師」 ※人工呼吸器使用で自発呼吸のない子どもの場合、カニューレがはずれた場合の措置は看護師では行えないため。</p>	<p>県立特別支援学校における医療的ケアについては、実施要項の中で、看護師が実施すると定めており変更の予定はありませんが、緊急時の対応については、各学校において、緊急マニュアルを作成し対応することとしています。</p>
8	P21	<p>「地域で暮らす」の②「障害のある児童生徒への相談・支援体制の充実」に下記を記述して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある児童生徒への生活支援策の実施 聴覚障害児が学ぶ教育機関は多様となっている反面、地域で孤立(集団に参加できない)する聴覚障害児の存在が問題となっている。聴覚障害児の放課後等(長期休暇含む)の生活支援(集団参加保障)や障害児童を抱える保護者への支援(情報提供および助言、コミュニケーションスキルの獲得)が必要です。 	<p>P47の「②療育・子育て支援策の推進」において、放課後等の生活支援や保護者支援について盛り込んでいますが、その推進にあたっては御意見の趣旨も踏まえ検討します。</p>
9	P22	<p>③相談支援体制の充実と機能強化 下記を記述してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機能の充実 すべての障害者が生活全般に関わる事項について、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段(手話や要約筆記等を含む)を踏まえ、身近かつ多様な場所で相談できるための市町及び相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。 ・障害者福祉サービスの利用に際しては、当該障害者への情報提供、意志決定の支援に配慮するためコミュニケーションが保障されるようにする。 	<p>コミュニケーション支援に関しては、コミュニケーションに障害のある人が地域で生き生きと活動し、また社会に参加する上で欠かすことのできない支援であることから、当プランにおいても、充実を図っていくこととしています。市町や相談支援事業所での相談時、必要な方に手話通訳者、要約筆記者等の派遣が可能であり、当面、この派遣事業が円滑に実施されるよう充実強化を図っていきたいと考えております。</p>
10	P23	<p>1行目 障害のある人に配慮した製品の開発促進なのか、「滋賀ならではの産業」技術育成を図るのか、目的が不明確。</p>	<p>下記のとおり訂正</p> <p>「工業技術総合センターや東北部工業技術センターにおいて「人にやさしい健康福祉を支援する技術開発」を推進します。」</p>
11	P23	<ul style="list-style-type: none"> ・働き暮らし応援センター、発達支援センター、相談支援ファイルについて 大津は、発達支援センターに教育が入っていない。また、基本的に対象年齢が18才以上で、場所も伊香立という不便なところにある。県の支援センターも米原で遠い。もっと利用しやすいように時間帯(ハローワークのように遅い時間帯まで)や曜日(土曜日や日曜日を開ける)の設定や設置場所も県でご指導頂きたい。相談支援ファイルも、大津の作成の予定はないとお伺いしている。是非、県主導で期限を決め、全県下で相談支援ファイルの作成を推進して頂きたい。 	<p>県南部における対応については、小児保健医療センター療育部(守山市)での相談を実施しているところです。</p> <p>また、大津圏域の相談支援ファイルが未作成であることは課題であると考えており、ご要望については、大津市に伝えさせていただきます。</p>

12	P23	<p>○ 発達障害者の地域生活支援の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宿泊型の生活訓練と就労訓練準備の一体的な専門支援の実施」は、なぜ宿泊型で一体的な訓練が必要なのか。職任分離は大変基本的なことなのに、理解に苦しむ。 ・「事業所の認証制度の検討」は、発達障害に対する支援の専門性を認めるが、あくまでも利用者が事業所を選択するのではないか。むしろ、圏域ごとに当事者活動を目指して、対象者を発達障害に限定し、モデル事業を始めてはどうか。 	<p>一体的な訓練とは、昼間は就労訓練、夜間は宿泊型の生活訓練といった連続した支援のことを記述しており、職任分離はされています。また、後段は発達障害の支援ができる事業所を認証できる制度ができないか研究していくものであり、事業所の選択は利用者にあります。</p>
13	P23	<p>地域における日中活動や居住の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅、民間アパートを借りられるように「保証人」が柔軟に対応できるような施策を検討してほしい。 ・ 精神障害のある方は、1人暮らしをされている方も多く、その人たちを支える仕組みが必要。 ・ 市町と連携して、公の建物で空いている物件・部屋の事業所への無償貸与を進めてはどうか。 ・ 小規模な通所事業所が設置できるような条例改正を求められる。自立支援法の最低定員は20人とされており、以前滋賀県が持っていた共同作業所の設置要綱の5人とはずいぶん離れてしまい、事業所設置が法人や関係者も迷うところであるので、この提案はぜひ実現してほしい。 	<p>IV共生のまちづくり2福祉のまちづくりの推進④に公営住宅や民間住宅の入居支援、I 地域で暮らす1「地域で暮らす」を支援するサービスの提供①居宅支援事業 にホームヘルプサービスの充実、IV共生のまちづくり 3 保健・医療サービスの充実④精神保健医療等の推進 に訪問型支援の実施、医療・保健・福祉の連携について、記載していますので、原案のとおりとします。</p> <p>その他いただいた御意見を参考に施策の推進にあたって検討させていただきます。</p> <p>なお、民間アパートについては、入居の円滑化と賃貸人・借借人双方が安心できる賃貸関係の構築を目的とする滋賀あんしん賃貸支援事業を実施しています。また、公営住宅では連帯保証人について、特別な事情がある場合は免除などを行っています。</p>
14	P24	<p>「重症心身障害者の受け入れ施設について、人員配置や施設整備への支援を行います。」とあるが、現在重症心身障害者（児）が生活介護事業を受けていても重心施設通園程度の報酬単価が保障されていない。同じ対応を求められているにも関わらず、不十分な対応にならざるを得ない。上記の施策は、今後重心者がどこで支援を受けても、受け入れ施設へはその体制が出来るならば、加算をされると解釈しても良いか。</p>	<p>財政的な制約もありますが、ご意見を今後の取組の参考とし、県と市町の役割にも留意しつつ重度障害者支援の充実に努めます。</p> <p>なお、重度障害者の支援については、人員配置基準や報酬基準の適切な見直しを国へ要望しているところです。</p>
15	P24 25 26	<p>各障害者（車いす利用者、視・聴覚、機能不自由者—すべての障害者—の地域生活を可能にするためのバリアフリー、ユニバーサルデザイン、インクルーシブに基づくノーマライゼーションを指向した深化した社会モデル型社会への発想が見えていない。県としての具体的な取組の基本的なスタンスを示す必要がある。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ「はじめに」の冒頭に、本プラン全体にかかる大枠の考え方について、記載を追加しました。</p>
16	P25	<p>4 サービス提供体制の充実①医療と連携したサービスの提供</p> <p>24時間対応可能な訪問看護サービスや重度介護が必要な方へは複数ヘルパー利用など、手厚い支援が可能となると言う事でよいか。</p>	<p>障害のある方それぞれへのサービスは、その方の障害の状況や、サービス提供体制等を勘案して市町が決定することとなっています。</p> <p>県ではサービス提供体制の整備や事業所指導をとおしたサービスの質の向上に努めます。</p>

17	P25	<p>・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 医療的ケアを必要とする人が居宅介護（ホームヘルプ）を受けるにあたり、看護師の派遣は必須。早急にサービス提供事業所の整備や看護師の派遣を求める。</p> <p>・生活介護・療養介護 医療的ケアを必要とする人は、基本的には療養介護を受けることになっているが、滋賀県では未だ実績がない。これは対応される医療機関がないためと思われる。24年度からびわこ学園が移行されると聞いているが、現在の利用者以上に利用は見込まれていない。対応可能な医療機関を増やすか、生活介護においてもそれらの方がサービスを受けることが可能となるよう人員加算等を含め早急に整備して欲しい。また、重症心身障害児者が昼間の活動の場を確保できるよう、対応される医療機関を増やすか生活介護事業所に看護師の配置を進めて欲しい。</p> <p>・短期入所（ショートステイ） 短期入所の緊急時利用が出来にくい。特に医療的ケアを必要とする人や重度行動障害のある人は、ほとんど受けていただけない。安心生活を保障するためにも、緊急利用可能なベッド・人員体制を整備して欲しい。短期入所では、預かり目的だけでなく、個別支援の目標を持った有目的利用も増えている。現在の短期入所の利用基準では対応が困難。ミドルステイのニーズにも対応できるよう制度緩和を図って欲しい。</p>	<p>財政的な制約もありますが、ご意見を今後の取組の参考とし、県と市町の役割にも留意しつつ重度障害者支援の充実に努めます。</p> <p>なお、重度障害者の支援については、人員配置基準や報酬基準の適切な見直しを国へ要望しているところ です。</p>
18	P25	<p>・共同住宅援助・共同生活介護（グループホーム・ケアホーム） 改正自立支援法で家賃補助が創設されたが、重度障害者を支えるには十分とは言えない。県単独の運営補助をお願いする。また、医療的ケアを必要とされる障害児者が増えている。その人たちの生活の場（ケアホーム）の保障を進めて欲しい。そのひとつの手段として、ケアホーム等への24時間365日看護師配置や派遣事業所の整備を進めて欲しい。</p> <p>グループホーム・ケアホーム整備に当たり土地・家屋の取得は事業所の力のみでは対応できない。土地の無料貸与・家屋整備助成を進めて欲しい。</p> <p>・施設入所支援 医療的ケアを必要とされる方の入所支援が出来ていない。重症心身障害児施設では70名以上の待機者がいる。また、障害者支援施設では原則、医療的ケアを必要とする方の入所支援は出来ない。早急に医療的ケアを必要とする方の入所支援（施設）を整備して欲しい。また、生活施設での夜間・休日の医療提供体制を早急に構築して欲しい。（夜間看護師配置加算が制定されているが、看護師の単独夜勤配置は現実不可能。24時間365日配置可能となる加算が必要）</p>	<p>財政的な制約もありますが、ご意見を今後の取組の参考とし、県と市町の役割にも留意しつつ重度障害者支援の充実に努めます。</p> <p>なお、重度障害者の支援については、人員配置基準や報酬基準の適切な見直しを国へ要望しているところ です。</p>
19	P26	<p>視覚障害者に対するグループホーム（盲人グループホーム）の整備計画についての記載がない。</p> <p>近年、全国で盲人グループホームの設置が進んでおり、未設置の県は本県を含めて数県となっている。関係団体からの強く要望もされており、県が指導的役割を担って民間による施設整備計画等の推進を図られたい。</p>	<p>ケアホームの整備促進については、「暮らしの場の確保」（P26）で記述しているところであり、障害の程度にかかわらずなく、身近な地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、国庫補助等を活用し、ケアホーム等の整備を促進していきます。</p>
20	P26	<p>地域で暮らす③地域生活への移行促進 「社会的入院」という長期入院者を地域へ帰る施策推進には当事者に多い「生活障害」を克服させるための自立生活機能回復を図るシステムを制度化する必要がある。それなくしては地域生活の実現は困難。サポートシステムだけでは無理。</p>	<p>I 地域で暮らす 3 保健・医療サービスの充実 ④精神保健医療等の推進 医療・保健・福祉の連携に「自立支援協議会の充実などによる地域の精神科医療機関と市町、保健所、障害福祉サービス事業所等と連携強化を働きかけ、地域住民の多様なニーズに応じた精神保健医療福祉サービスの提供体制づくりに努めます。」と記載しておりますので原案のとおりとします。</p>

21	P26	<p>精神障害者のグループホーム等の設置促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神のホームの整備が進まないのは、地域住民の偏見等の原因も大変大きい。退院促進事業が進んでいないのは、自宅以外での暮らしの場を想定したときに、体験的な生活の場での訓練が必要であり、圏域での差がある。そこで、空室になっている公営住宅を「体験型ケアホーム」として、有効的に活用できないか。そのことによって本人の力の回復と地域住民の理解が得られる。直ちに市町や住宅課と連携して、空いた公営住宅の部屋数を調べてほしい。 	<p>I 地域で暮らす 4 サービス提供体制の充実 ② 暮らしの場の確保に「公営住宅のグループホームへの活用」を記載しておりますので原案のとおりとします。なお、県営住宅をグループホーム等として利用するにあたっては、必要に応じて所管の部局と連携し、有効な活用に努めます。また、空き室の情報等については、希望に応じて担当部局へ随時照会のうえ情報提供します。</p>
22	P44	<p>①ユニバーサルデザインのまちづくり 県立施設においては、率先してユニバーサルデザインの視点による整備を進めます →県立施設においては、現状のUD度や課題を定期的に調査・公表し、率先してユニバーサルデザインの視点による整備を進めます。 <理由> 個別施設の取組についてはHPにも記載されているが、誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の理念からすると、現況は緒についたばかりであり、見える化の観点からも、類似施設ごとの県立施設を一覧的に調査結果を公表し、財政状況の範囲内で取組の促進を図るべき。</p>	<p>県立施設のUD化については、一定の整備を終え、今後は更に使いやすい施設を目指し、モデル的な取り組み等について、様々な機会を通じて公表していきたいと考えており、本文にはこうした考え方を含め記載しています。</p>
		<p>③移動しやすいまちづくりの推進 ・歩道環境の整備→歩行空間等の整備 ・(追記) 駅、医療保健福祉施設、公共施設、商店街等が集積する地区の道路や施設内の移動空間について、道路管理者を始めとする管理者が連携し、歩行空間を持続したバリアフリー化を行い、導用ブロック、段差・急勾配の解消の整備等、障害のある人を含めた全ての方が安全で円滑に移動ができる歩行空間整備に努めます。また、自転車や歩行者の交通量が多い箇所において、自転車専用通行空間の整備を含めた自転車歩行空間の確保に努めます。</p>	<p>ご意見の内容のとおり、全ての方が安全で円滑に移動できる歩行空間整備に努めることとして、素案ではその内容を含め記載しているものです。 なお、2点目については、ご指摘のような箇所がある場合には、適切な処置を行って参りますし、また、3点目については、本県では、全国的に用いられているガイドラインである「道路の移動円滑化整備ガイドライン」等に基づき策定した「滋賀県歩道整備マニュアル」に則って整備を行っていくこととしており、御意見の内容を含め取り組んで参ります。</p>
23	P45	<p>・(次の内容を含めること) 道路照明灯。大型案内標識の基礎と接合する金属部分が剥き出し整備箇所が見られるため、隠蔽化処置を行うこと。視覚障害者誘導用ブロックに関して、その色、交差点敷設方法・連続性・直進性・周囲との輝度比・周辺環境変化時における対応等に関する適正な整備や基準に沿った整備(横断歩道接続部における横一列整備か縁石沿い整備かを含める)についても、バリアフリー法の趣旨に基づき特にローカルルールは認めるべきでない。 <理由>バリアフリー法の趣旨の反映や滋賀県道路整備マスタープランとの整合性並びに歩行者や特に視覚障害者の方の安全性や円滑な移動性を高めるため。</p>	<p>ご意見の内容のとおり、全ての方が安全で円滑に移動できる歩行空間整備に努めることとして、素案ではその内容を含め記載しているものです。 なお、2点目については、ご指摘のような箇所がある場合には、適切な処置を行って参りますし、また、3点目については、本県では、全国的に用いられているガイドラインである「道路の移動円滑化整備ガイドライン」等に基づき策定した「滋賀県歩道整備マニュアル」に則って整備を行っていくこととしており、御意見の内容を含め取り組んで参ります。</p>

24	P45	<p>交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進 ・(追記) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通バリアフリー対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備重点計画に基づきユニバーサルデザイン対応型信号機の整備等を推進します。</p> <p>・(次の内容を含める) 歩道の中央寄りや横断歩道と接する部分に設置されている道路照明灯・電力柱・交通信号機・標識等の柱を有する構造物の設置場所の適正化を行うとともに、平坦な歩道部に設置された歩行者信号機押しボタン部のうち、柱から異常に突き出したものについては、その短縮化等を行うこと。また、道路管理者が構造物の防護のために設置したものについても、路面部分以外の上空部分が突き出した構造のものが見受けられるため、設置の必要性についても再検討を行うこと。</p> <p><理由>歩行者や特に視覚障害者の方の安全性や円滑な移動性を高めるため。</p>	<p>お寄せ頂いた意見は、バリアフリー対応型信号機の整備にあたっての整備場所における個々具体的な内容であり、今後、整備上の留意点として整備を進めることとします。</p> <p>なお文面で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通バリアフリー対応型信号機への改良、規制標識の高度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備計画に基づきユニバーサルデザイン対応型信号機の整備等を推進します。」の下線部分について、整備信号機の表現を統一するため、前記記載の交通バリアフリー対応型信号機に修正します。</p>
25		<p>障がい児教育の場である特別支援学校の整備の方向性が示されていない。</p> <p>湖北福祉圏域における特別支援学校である長浜養護学校は児童生徒数の急激な増加により、施設が手狭となっており、特別支援教育に大変な支障をきたしている。他の圏域も含め、増築または移転、改築等の抜本的な解決の方向性を示されたい。</p>	<p>特別支援学校における児童生徒増加への対応については、別途教育委員会において平成24年2月に示されたところ です。</p>
26		<p>「障害者支援施設(入所)の利用者の高齢化への対応」を新・障害者福祉しがプランの中に明記して欲しい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設の高齢化が進み、現状の職員体制では介護、通院、入院等の対応が困難。他の日中活動にも影響が出ており悪循環になっている。介護保険施設への移行も容易でない。行政的な支援が必要 ・高齢化について触れているのはP8の「地域福祉の一層の促進」の中だけであり、特に入所施設の高齢化の課題は急務 ・滋賀県の入所施設の規模は大きくなく、入所施設の質を高めることで、地域生活の選択肢の一つともなりうる。施設対地域ではなく、権利条約の趣旨を踏まえ、今後の入所施設の果たすべき役割の重要性について議論を深め、滋賀県から発信できないか。 	<p>高齢化対応についてはP25の4①中の「高齢となった障害のある人への対応」に記載しており、御意見も踏まえ具体策を検討し、推進に努めて参りたいと考えています。</p>
27		<p>障害者や介護者の高齢化への対応 もっと地域医療との連携等を充実させるべきではないか。介護分野は医療分野と様々な地域医療のネットワーク作りの実践が行なわれている。障害分野も地域医療との連携がますます必要になってくる。そうしないと、入所施設偏重論となり、ケアホーム等の地域で支える仕組みが破綻することになる。</p>	<p>P13基本理念「いまち」等において、医療との連携という考え方を盛り込んでいます。医療福祉の一体的な提供についてコラムでも補足することとします。</p>
28		<p>IIの項目に、滋賀型地域活動センターの記入が見受けられないが、難病や薬物、引きこもり等、自立支援法では対象外の人たちの日中活動の場として大変大きな意味があり、このセンターの増設・拡充を明記すべきである。</p>	<p>主要施策の方向の1「地域で暮らす」に記載の地域活動支援センター(P20)の記載に、以下を追加します。</p> <p>「滋賀型地域活動支援センター」における難病や薬物依存症、引きこもり等の障害のある人に対する日中活動の支援について、障害者制度改革に向けた国の動向も踏まえつつ取り組んでいきます。</p>

<Ⅲ実施計画 1 主要施策の方向 地域で働く>

No.	箇所	内容	対応案
1	P27	働き暮らしセンターから、就職した障害者へのアフターフォロー体制の充実をもっと図るべきではないか。素案の中では「関係機関が一体となって支援」という漠然なものになっている。「一体的支援」はこれまでも取り組まれており、フォローする人材の増員、確保が必要。	働き・暮らし応援センターは、国の事業である障害者就業・生活支援センターに職場開拓を行う人員と定着支援を行う人員を加配しています。センターの利用登録者数は年々増加しており体制の充実を図っていますが、生活面での支援など継続性が求められる支援については、地域全体で取り組むことが制度を持続させるためにも必要であり、「一体的支援」について今後も取り組むものです。
2	P27	就労移行支援事業所が目標よりも少なくなっている中で、具体的提案がされていない。一番の悩みは、「就職させる」と報酬が減るということ。国の制度改正まで県独自での一定の上のせが必要。そうでないと、事業所の意欲がそがれる。	事業所支援のあり方について、ご意見を今後の取組の参考とし、国の動向も見据え、就労支援の充実に向けて参ります。
3	P29	地域で働くの②「雇用・就労の促進と相談拠点の整備」に次ぎを追記。 「また、働き暮らし応援センターの役割を発揮するため、障害者の相談・支援にあたっては、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段(手話や筆記等を含む)を踏まえて実施します。」	コミュニケーション手段(手話、筆記)の必要な方に手話通訳者、要約筆記者等の派遣が可能であり、当面、この派遣事業が円滑に実施されるよう充実強化を図っていきたくと考えております。
4	P29	地域で働く②雇用、就労の促進と相談拠点の整備 精神障害者の就労推進のため、就労時間、職務内容、休憩等に精神障害の特性についての合理的配慮をした制度をつくるべきである。民間企業への協力を働きかける必要がある。	精神障害のある人の就労と職場への定着を促進するためには、職務や対人関係などからストレスを受けやすいことや、通院時間の確保など、障害の特性を踏まえた上で、仕事の内容や勤務時間へ配慮することが求められます。 企業の業務内容や従業員の配置などはそれぞれに違うため、働き・暮らし応援センターなどが個別に調整を行い当事者および事業所への支援を行っているところですが、今後も引き続き精神障害のある人の就労に向けた支援に取り組むこととします。
5	P29	特別支援学校卒業した高校生卒業者に自分の将来を決断させることには無理がある。「専攻科」もしくは「学ぶ作業所」として自立訓練事業の柔軟な運用も認めていただきたい。	御指摘のようにP29②では自立訓練と就労移行支援等の組み合わせによる取組に触れており、こうした取組みとの連携を図って参ります。
6		発達障害の高校生(進学した後も含め)が一般就労し離職を繰り返し、もしくは就労出来ず、働き暮らし応援センターに行くケースも多くあると聞く。失敗してからでなく早めに支援できるよう、在学中から発達支援センターや働き暮らし応援センターがアプローチして欲しい。少しの手助けで上手く続けて行けそうな方も多い。支援のあり方も今後ぜひ検討課題に入れて頂きたい。	P17の「発達障害者の地域生活支援の一層の推進を図ります」に記載したように、発達障害者支援センターへの相談や宿泊型生活訓練・就労準備訓練の一体的な取組等により、発達障害者の地域での暮らしと働きを支援していくこととしています。 また「主要施策の方向」のP29「働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)の整備とネットワークの構築」、P31「就労・生活支援ネットワークの充実」などを盛り込んでおり、発達障害者の就労支援について一層の取組みに努めていきます。
7		労働機関での、手話通訳者配属の充実 第9次県職業開発計画が策定されていますが、就労についての様々な場面でコミュニケーションは必須。 ・ 滋賀障害者職業センター等の機関に手話通訳者を配属して欲しい。 ・ ハローワークでの手話通訳業務を拡充して欲しい。	コミュニケーション支援に関しては、コミュニケーションに障害のある人が地域で生き生きと活動し、また社会に参加する上で欠かすことのできない支援であることから、当プランにおいても、充実を図っていくこととしています。一方、手話通訳者の配置に関しては各実施主体により実状をふまえて対応していくべき性格のものであることや、必要な方に対する通訳者の派遣が可能であることから、当面、この派遣事業が円滑に実施されるよう充実強化を図っていきたくと考えております。
8		就労移行支援事業は原則2年となっているが、無理を感じている事業所は少なくない。1年延長や、「更新」可能とし原則4年とするなど、県としての弾力化を図るべき。	国制度にかかる意見・要望につきましては、関係者の声も踏まえ必要に応じ適宜国に働きかけるとともに、国における障害者総合福祉法に向けた検討の動向も見据えながら、県としての対応を検討して参ります。

9	<p>企業が、就労系事業所に一定の仕事を発注した場合、県民税の還付等の特典で、民間企業の後押しをする施策を行なってほしい。</p>	<p>P 3 1 「②就労収入の向上」等のひとつの取組として貴重なご提案と受け止めます。今後の課題として研究させていただきたいと思います。</p>
10	<p>現在、振興センターの各圏域に国の緊急雇用で配置している「推進員」を引続き配置し事業所の就労収入向上に生かすべきである。この推進員を常駐させることで、地域ごとの共同受注体制が確立され、受注能力の向上につながるのではないか。</p>	<p>P 3 1 「②就労収入の向上」等の具体的な方策として、施策推進にあたり参考にさせていただきます。</p>

＜Ⅲ実施計画 1 主要施策の方向 地域で活動する＞

No.	箇所	内容	対応案
1	38	<p>ボランティア活動の促進 県社協で取り組んでいる事業は、計画案に記述されている内容と異なっている。「県および市町のボランティアセンターの機能を強化し、障害のある人のボランティア活動への参加と、地域生活を応援するボランティア活動を広げます。」の方が適切である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) ○県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティア活動の情報提供などを実施し、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進めます。</p> <p>(修正後) ○県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティア活動の情報提供を行い、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進め、障害のある人の地域生活を応援します。</p>
2	39	<p>県民の社会貢献活動の環境整備 県民の社会貢献活動にボランティア活動が含まれているのではないかと整理した方がよい。NPO活動が社会貢献活動と並列で記述されているが、結びでは社会貢献活動としてひとまとめにされており意味がよく理解できない。一方で、企業や団体の社会貢献活動は広がっており、こうした点を記述することは必要。</p>	<p>社会貢献活動の中にボランティア活動等があるので、ここでは広く社会貢献活動で整理している。なお、「社会貢献活動やNPO活動に関する」は「社会貢献活動やNPOに関する」に修正。</p>
3	39	<p>地域における交流の促進 「サービスを受けられる場」よりも、交流とふれあいの中から日常的な支援活動、ボランティア活動が生まれるような場づくりを進めることが大切ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後) …自然に集いふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めます。</p>
4	p33	<p>・文化・スポーツの振興は必要だが、作業所においても他利用者とのバランスやすぐに収入につながらない等フィットしない面がある。お金(税金)をかけるのであればサービスの向上面でのアップをして欲しい。 ・アール・ブリュットは「はやり言葉」のようで浸透はしていない。</p>	<p>文化やスポーツの振興については、障害の有無の関わらず一人ひとりの個人が尊重される「共生社会」の実現につながる事業であることから、作業所でのサービスの向上に向けた支援と合わせて、取り組んでいきます。 こうした趣旨をよりわかりやすく表現するため、主要施策の方向の重点施策等において、アール・ブリュット等の記載を追加しました。</p>
5	p33	<p>アール・ブリュットをはじめとする芸術面が前に出すぎている。文化・芸術とともに2本柱であるスポーツについても記載していただければバランス良く感じられる。</p>	<p>スポーツの振興について、文化・芸術とならび重要であることから、重点施策等において記載を追加しました。</p>
6	P35	<p>②スポーツ・レクリエーション活動の振興について参加機会の拡大の内容として「スペシャルオリンピック」が大会名をあげて取り上げられている反面、障害者スポーツ団体が最も大切にしてきた「パラリンピック」等の記載がない。競技スポーツとして”障害者スポーツの頂点である「パラリンピック」につながりながら選手の発掘・育成というような内容が必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 「各種大会開催情報の提供や国際大会出場へのプロセスの相談などの支援に努めます。」</p> <p>(修正後) 「各種大会開催情報の提供や、パラリンピックをはじめとした国際大会出場へのプロセスの相談などの支援に努めます。」</p> <p>また、選手の発掘・育成については、まず全国大会に向けた育成が必要であることから、原案のとおりとします。</p>

7	P35	<p>地域で活動する ②スポーツレクリエーション活動の振興</p> <p>精神障害者のスポーツ振興は、単に競技としてのスポーツではなく、当事者の精神力、やる気を育て社会性を育てる。メンバーのコミュニケーションを育てる。遊び心を通して前向きな人間形成に役立つ。卓球、水泳等、市町の体育施設を当事者のグループや個人単位での利用を進める制度をつくるべきである。</p>	<p>障害者スポーツを支援する体制の充実として、アリーナやプールを有する県立障害者福祉センターでは、精神障害者保健福祉手帳所持者であれば無料で気軽に利用でき、今後も本プランにより活動の振興を図っていきます。市町施設に関する部分は、市町にお伝えします。</p>
8	P37	<p>「アクセシビリティ」という表現は平易な表現にすべき。</p>	<p>「障害に対応し利用しやすいよう」と言い換えることにします。</p>
9	P37	<p>以下の記述を追加して欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な場面における情報保障やコミュニケーション手段の確保（選択の確保） ・職業訓練や求職活動、また働きがいのある就労を支えるため、雇用や就労に関わる場面での相談やコミュニケーション支援の充実。 ・医療や介護場面における情報提供やコミュニケーション支援の充実 ・参政権の行使における情報保障の充実。選挙（知事選挙における政見放送）における情報保障。 ・司法場面におけるコミュニケーション支援の確保 	<p>コミュニケーション支援に関しては、コミュニケーションに障害のある人が地域で生き生きと活動し、また社会に参加する上で欠かすことのできない支援であることから、当プランにおいても、充実を図っていくこととしています。提案にある場面に対して、必要な方に手話通訳者、要約筆記者等の派遣が可能であり、当面、この派遣事業が円滑に実施されるよう充実強化を図っていきたく考えております。また、参政権や司法における問題については、コラムにおいて障害者基本法の改正等について盛り込みます。</p>
10	P38	<p>コミュニケーション支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の設置 <p>盲ろう者は生活・仕事・病気など切実な問題を抱えているが、見えない、聞こえないために情報が極端に少なく、盲ろう者自身が何をどのように進めていくか、どのようにすれば盲ろう者にとって一番いい方法か等々、理解をしてもらうことから始めなければならない。盲ろう者の相談を受けるとともに行政や福祉事務所との連携や話し合いなど関係機関に繋がっていかねば解決できない問題も多々ある。そのためにも盲ろう者を熟知した相談員が不可欠。相談員を設置して欲しい。</p>	<p>盲ろう者に対するコミュニケーション支援に関してはP38③に盛り込んでおり、専門のコミュニケーション手段を身につけた通訳・介助者の派遣事業が円滑に実施されるよう、充実強化を図っていきたく考えております。</p>
11	P41	<p>SO滋賀設立準備委員会（以下、SO滋賀）では、「スペシャルオリンピックス」の活動を滋賀県全体に普及し、共生社会の構築を目指しており、国も来年度、「スペシャルオリンピックス」の活動に対して、予算化の方向で調整している。SO滋賀は、来年度以降、国・県・市町の支援が、一体となった活動が展開できるように推進していききたい。その為には滋賀県行政の社会的認知が、必要不可欠と考えており、「スペシャルオリンピックス」の活動を滋賀県全体へ普及していくため、スペシャルオリンピックスの活動の普及に向けた取組を盛り込んで欲しい。</p>	<p>スペシャルオリンピックスの普及についても、P36「参加機会の拡大」に盛り込んでおり、障害者スポーツの多様な参加機会のひとつとして、スポーツクラブの育成や一般のスポーツ大会への参加の促進等とあわせ、振興を図って参ります。</p>
12		<ul style="list-style-type: none"> ・専任手話通訳者の労働条件の改善 <p>現在、県庁をはじめ、県内13市には専任手話通訳者が配属されているが、栗東市だけが正規職員で、他は嘱託、臨時職員と身分は様々で、不安定な労働条件で雇用されている。「障害者基本法」で言語であると認められた「手話」をコミュニケーション手段とする聴覚障害者のコミュニケーション・情報保障、相談支援を専門職として担う職員は、安定的な雇用が必要。行政に設置されている専任手話通訳者の正規雇用を求める。</p>	<p>コミュニケーション支援に関しては、コミュニケーションに障害のある人が地域で生き生きと活動し、また社会に参加する上で欠かすことのできない支援であることから、当プランにおいても、充実を図っていくこととしています。一方で、専任手話通訳者の雇用形態に関しては、各実施主体により実状を踏まえ対応していくべき性格のものと考えます。</p>

13	<p>・手話通訳者、設置個所の拡充 滋賀県内には、県立病院、働き・暮らし応援センター、相談センター等の県立施設に、手話通訳者が配属されていない。そのため、聴覚障害者は施設利用が実際上できないのが現状。いつでも、どこでも安心して利用できるために、手話通訳者を安定した身分で雇用、配属して欲しい。</p>	<p>コミュニケーション支援に関しては、コミュニケーションに障害のある人が地域で生き生きと活動し、また社会に参加する上で欠かすことのできない支援であることから、当プランにおいても、充実を図っていくこととしています。一方、県立施設等の利用にあたっては、必要な方に対する手話通訳者等の派遣が可能であり、当面、この派遣事業が円滑に実施されるよう充実強化を図っていきたくと考えております。</p>
14	<p>・手話通訳者養成事業の充実および手話学習者の拡充 全国調査で手話通訳者の平均年齢は48.8才で、50・60代で50%を超えている。次代を担う若い手話通訳者の養成は、緊急の課題。滋賀県でも実態調査を行い、県のコミュニケーション支援事業が継続的に行えるよう施策を実施して欲しい。 手話通訳者養成には、年月が必要。手話通訳養成講座の実施場所を増やすとともに、講座を担当する講師養成も実施して欲しい。 また、緊急時には手話が少しでもできる近所の人が大きき支えとなる。手話を学び、聴覚障害についての理解者を増やすため、手話奉仕員養成講座をすべての地域で実施するよう働きかけて欲しい。</p>	<p>P37②県と市町の連携による推進において、「市町におけるコミュニケーション支援が円滑に実施されるよう、県においては手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行い、人材の確保に努めます。」としており、ご指摘もふまえ、引き続き取り組みます。 また手話奉仕員養成講座に関するご意見をふまえ、実施計画に以下の項目を加えます。 ・手話奉仕員等養成研修事業の実施に関し、市町間の情報交換の場を設けるなど、県は、その推進に向けた環境整備を行います。</p>
15	<p>・健康管理事業の充実 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助者が、健康で活動をするためには、正しい知識と健康管理が必要。手話通訳者に対しては、「けいわん検診」が実施され、自覚しにくい症状の早期発見につながっている。 一方、盲ろう者の社会参加の広がりに伴い、盲ろう者通訳・介助者の活動は増えているが、現在では「けいわん検診」の対象となっていない。 手話通訳者同様、盲ろう者通訳・介助者を「けいわん検診」の対象にして欲しい。</p>	<p>盲ろう者通訳・介助者に対する「頸肩腕検診」の実施方法や財源を含めたその手段に関しては、手話通訳者に対するものと同様、まずは派遣のコーディネート機関により、その具体に向けた検討を始めていただくことが肝要であると考えております。</p>
16	<p>「アール・ブリュットの振興」や「造形活動支援機関創設」などが目立っているように感じるが、地道な文化や余暇活動に対する「社会参加」や「社会教育」的な支援が検討できないものか。</p>	<p>アール・ブリュットについては、作者の障害の有無に関わらず作品の素晴らしさが多くの方に感動を与えているものであり、これまでサービスの受け手とされてきた障害のある人が、人びとの暮らしに必要な文化・芸術の担い手として尊敬されるとともに、社会を構成する一員としての理解が進むことで「共生社会」の実現につながる象徴的な取組として振興を図るものです。社会参加や生涯学習の一環としての文化・芸術活動は、日中活動の充実や生き甲斐につながる重要な活動であり、「障害者造形活動支援センター（仮称）」においては、造形活動に取り組む施設等の活動の充実に向けた支援も行うこととしています。 御指摘の内容は前項にも記載したように、本プランでも課題として盛り込んでおり、具体的な展開方策については、ご提案も参考にさせていただき、関係者の御意見も踏まえながら今後研究させていただきたいと思います。</p>
17	<p>・登録研修の充実 盲ろう者・児の通訳・介助をする中で不安や疑問が出てくる。学習や意見交換をすることで登録者としてのレベルアップ、安心、自信になる。そのことにより盲ろう者が安心して移動・通訳を受けられることに繋がる。登録研修の保障をして欲しい。</p>	<p>登録者のレベルアップのための研修の充実に関しては、できるだけのご協力をさせていただきたいと考えておりますが、まずは派遣のコーディネート機関により、その具体に向けた検討を始めていただくことが肝要であると考えております。</p>

18	<p>・派遣時間の拡充 盲ろう者の通訳・介助者なしでは外出できない。盲ろう者の人間形成のためには地域生活だけでは限界がある。色々な場面や人との関わりにより情報量も増え、盲ろう者の成長につながり社会の一員としての自覚が期待される。いつでもどこでも通訳・介助が受けられるようにして欲しい。</p>	<p>予算や人的資源の面など、様々な障壁がありますが、共に努力して参りたいと考えております。</p>
19	<p>文化・余暇活動は、とりわけ一般就労している障害者にとっては大変重要であることは「サン・グループ事件」の教訓からも明らか。障害者だけの文化、社会教育だけではなく、地域の生涯教育の中に、障害者も参加できる仕組みが作れないか。その場合、軽度知的障害の人や精神障害の当事者活動を支える支援と地域のボランティア(団塊の世代の定年組み)とのセッティング等も有効。</p>	<p>御指摘の内容はP9の課題4アに盛り込んでいますが、具体的な展開方策については、ご提案も参考にさせていただき、関係者の御意見も踏まえながら今後研究させていただきたいと思っております。</p>

<Ⅲ実施計画 1 主要施策の方向 共生のまちづくり>

No.	箇所	内容	対応案
1	48	県立リハビリテーションセンターの業務の充実 「リハビリテーション提供体制の充実」とあるが具体的にどのようなものか記述する必要があるのではないか。	以下のとおり文章を変更 「地域……。特に市町・二次保健医療圏域において、関係機関、団体等の役割を推進するためのマネジメント機能を各機関が発揮できるよう、ネットワークの中核機能を強化するほか、頭部外傷などによる高次機能障害、難病の方々への専門的リハビリテーション支援を実施します。」
2	48	地域リハビリテーション提供体制の充実 県の役割が保健所の「地域リハビリテーション連絡会議」で検討し、ネットワークの構築をするだけのように受け取れるがそれだけでよいのか。	以下のとおり文章を変更 「各二次医療圏域において、各保健所に設置されている「地域リハビリテーション連絡協議会」における検討とあわせて、地域特性をふまえたネットワークづくりを推進するとともに、協議会での検討結果を踏まえ、必要な施策を推進します。」
3	48	総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援 「県立リハビリテーションセンター、むれやま荘、滋賀県福祉用具センター、障害者更生相談所の機能連携や機能的統合を進めます。」とあるがそのあり方について、「滋賀県リハビリテーション連携指針」を踏まえて具体的に言及すべきではないか。また、この項では、教育リハに言及していないが記述が必要ではないか。	以下のとおり文章を変更 「市町・二次保健医療圏や三次保健医療圏域において、医療をはじめ、教育・職業・社会リハビリテーションを担うそれぞれの関係機関により、急性期・回復期・維持期の医学的リハビリテーションと、教育・職業・社会リハビリテーション等を一貫して包括的に提供できる体制の整備を促進します。 そのため、保健所と県立リハビリテーションセンターとの連携強化や福祉用具センターと障害者更生相談所の一体化等、機能連携や機能的統合を進めるとともに、働き暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）や自立支援協議会などとの連携を推進します。」
4	50	権利擁護システムの充実 計画案は具体的な事業の列記となっているが、各市町における権利擁護支援体制の構築や成年後見制度支援体制の構築も明確にするべきではないか。	ご意見を踏まえ、「② 権利擁護システムの充実」に、成年後見制度の利用促進について、以下のとおり項目を追加します。 成年後見制度の利用促進 ○認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、利用を促進するための体制づくりを進めます。
5	50	「淡海ひゅうまんねつ」と「障害者110番」による各種支援の推進 本文では、滋賀県権利擁護センター（淡海ひゅうまんねつ）と表記して欲しい。	ご意見のとおり、以下のとおり修正します。 (修正前) ○「淡海ひゅうまんねつ」「障害者110番」において権利侵害や日常生活に関する相談対応や広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の権利を守ります。 (修正後) ○滋賀県権利擁護センター（淡海ひゅうまんねつ）において権利侵害や日常生活に関する相談対応や広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の権利を守ります。
6	P41	IV 共生のまちづくり ・糸賀一雄記念財団は滋賀県ならではのものが式典においても関係者が大半を占めており県民の意識がうすいと感じられる。アピール、工夫が必要なのでは。	糸賀一雄記念財団について、今後、自主的・主体的な運営に向け、県は必要な支援を行うことで、広く県民に障害者への理解の啓発を行っていきますが、さらにこうした趣旨をわかりやすく表現するため、糸賀思想の普及啓発や糸賀氏生誕100年記念事業にかかる記載を追加しました。

7	P44	<p>・共生のまちづくりの2「福祉のまちづくりの推進」の①ユニバーサルデザインのまちづくり ユニバーサルデザインによる県立施設整備や物品購入の推進」の箇所以下に以下の記述を追加。 「県立施設や公共施設におけるライブラリー等の資料映像や紹介映像に、字幕や手話などの挿入することによって、県民に対する利用機会の推進を図る。」</p>	<p>「Ⅲ 地域で活動する」の「2 コミュニケーション支援の充実」の「② 情報提供の充実」のうち「広域的聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業の推進」（P38）に盛り込んでおり、引き続き推進に努めます。</p>
8	P44	<p>共生のまちづくり②学校や地域における交流や学習の推進 福祉読本の中に精神障害、精神疾患に関わる教材を必ず入れる必要がある。偏見差別の啓発は小中学校で学級担任による教室での指導が必須である。週1時間ないし各学期最低2～3時間、年間10時間程度を確保すべきである。</p>	<p>福祉読本の中に「障害者の状況」としてデータを掲載するとともに、福祉読本を活用した授業では、精神障害について学習指導案に盛り込むなどし、子どもたちへの理解に努めます。 また、学校教育において、誰に対しても差別をすることなく、偏見をもつことなく公正・公平にふるまうことは、これまでから、道徳の時間や総合的な学習の時間など様々な教育活動を通じて指導しており、今後は、様々な人と触れ合ったり、お互いに助け合って活動を成し遂げたりする機会を充実させ、お互いに相手のことを思いやり、自他共にかけがえのない命を大切にする気持ちをもつ児童生徒を育てていきたいと考えています。</p>
9	P46	<p>災害対策については、阪神大震災以降、国において災害救助や救援対策が整備され実施主体となる地方自治体に通知されているが、これらの施策が健常者であれ、障害者であれ公平かつ確実に実施されるよう、防災部門とも連携した障害者の災害対策のプランを織り込むこと。</p>	<p>P46 ⑤防災・防犯体制の充実 に盛り込んでおり、対策の充実に努めます。</p>
10	P46	<p>滋賀県における福祉避難所の指定状況は、全国平均を下回っており、各市町で数値目標を定めて指定推進を図って欲しい。</p>	<p>県は本プランに基づき、福祉避難所のあり方等の検討を進め、各市町において計画的に指定されるよう支援を行います。</p>
11	P46	<p>福祉避難所の入所者について、重度障害のある人等の特別な配慮が必要な人とあるが、厚生労働省社会局長通知によれば福祉避難所の対象者は「身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所の生活において特別な配慮を要する者」とあり、内部障害者においても特別な配慮が必要な者がいる。個人情報保護法に妨げられること無く、対象者の避難が万全に行われ、安心して避難生活が送れるようプランに織り込むこと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正前) ○高齢者や障害のある人等の災害時要援護者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めるとともに、重度障害のある人等の特別な配慮が必要な人が避難できる福祉避難所の確保と支援体制づくりを進めます。 (修正後) ○・・・(略)・・・とともに、障害・疾病等の状態に応じて避難できる福祉避難所の確保と支援体制づくりを進めます。</p>
12	P46	<p>視覚・聴覚障害など障害特性に応じた災害時支援の記述について 災害時における障害者への対応は固有のニーズがあり、またそれぞれの障害特性に応じた支援策の構築が必要。基本構想および実施計画の中の一つの柱として位置づけた記述の補強をすべき</p>	<p>災害時支援については、今回P46⑤防災・防犯体制の充実に盛り込んでいますが、御意見も踏まえ具体策について、地域防災計画の見直し等との整合も図りながら、策定したいと考えています。</p>
13	P46	<p>⑤防災、防犯体制の充実 原発問題が入っていない。予想される災害に備えて障害者への平素の心がけや注意こそが何にもまして安全上急務であるはず。障害者のための方策を入れるべきである。</p>	<p>災害時支援については、御指摘の箇所において、具体的には滋賀県障害者等防災マニュアル策定指針の見直しを盛り込んでおり、御意見も踏まえ具体策について、地域防災計画の見直し等との整合も図りながら、策定したいと考えています。</p>

14	P46	○防災対策の推進・・・障害者施設の役割(福祉避難所の登録等)を發揮すべく、市町・県や縦割りを越えた事業所参画型の防災計画作りが必要。	災害時支援については、滋賀県障害者等防災マニュアル策定指針の見直しなどを盛り込んでおり(P46)、その中で具体的な検討を行うこととしています。御意見も踏まえ具体策について、地域防災計画の見直し等との整合も図りながら、策定したいと考えています。
15	P47	児童デイサービス→児童発達支援や放課後デイサービス	御意見のとおり修正します。

<Ⅲ実施計画 2重点プロジェクト>

No.	箇所	内容	対応案
1	60	本人を中心とした地域の支援の輪の図 取り組み(事業)と組織・個人が混在している ので、支援の輪の項目を「取り組み」で整理しては どうか。	御意見を踏まえ修正します。
2	P57	就労収入の向上について 重点プログラムで、平均工賃を19000円⇒30000円 とあるが、これまでもできなかったし、現実的では ない。B型が3000円から認められている中で、「平 均」という捉え方が非現実的。各事業所の目標工賃 をしっかりと調べ「30%アップ」等とした方が現実的 ではないか。	就労収入の向上については、明確で分かりやすい指 標として平均工賃を設定し、これまでも取り組んで きました。これは県全体の目標であり、個々の事業 所にあつては、それぞれの事業内容に応じた工賃向 上計画を策定して取り組んでいただきます。
3	P60	滋賀県障害者自立支援協議会の中の図では、障害者 団体が参画していることが見えない。明確な位置づ けが必要)	御意見を踏まえ修正します。
4	P60	「障害者施策推進会議」を廃止して、改正障害者基 本法による新たな「合議制の機関(当事者も参画す る)」の創設については賛成。会議の開催について は、年2回ではなく「(新)しがプラン」の推進の チェックということで、回数を充実する必要がある。 る。	合議制の機関の運営にあたり参考にさせていただきます。 ます。
5	P64	図中「特別支援教育コーディネーター」を「校内委 員会 特別支援教育コーディネーター」とする。 ※特別支援のいる子どもの支援方法や措置について は、校内委員会で図ることが必要であるため。	特別支援教育の推進役としてコーディネーターを明 記しましたが、校内委員会は校内に設置される組織 なので、記載していません。
6	P64	○「発達障害者の地域生活支援」のプロジェクト のフローチャートの図で、「市町発達支援セン ター」の対象が在学中で、「圏域相談支援セン ター」の対象者が卒業後というような誤解を招く区 切りと色合いになっている。実際は、市町支援セン ターも大人の発達障害の相談支援や圏域相談セン ターも子どもの相談にも共に関わっていると思うの で、それぞれの機関の相談の年齢幅は一生なのでそ のような標記に改めて欲しい。	市町発達支援センターは成人期までを区切りとし ており、圏域相談支援センターについては「認証発 達障害者ケアマネジメント支援事業」受託事業所で あり、この事業は基本的に学齢後期から成人期の支 援を対象としています。 しかし、本図ではライフステージに応じた支援 や、発達段階に応じた施策の順序などについて、整 理する方がわかりやすいことから、全体的に修正す ることにします。 あわせて実施計画中の「i地域で暮らす」の (2)においても、ライフステージに応じた項目の 整理をしました。
7		もっと”働きたい”応援プロジェクト ・働きくらし応援センターの職員だけでは就労支援 やアフターフォローに限界がある。特に就労した障 害者が継続して働ける環境作りとして受け入れている 会社内にジョブコーチを置くことを奨励してはど うか。社内研修や配置をしたことに対し会社に補助 を出すシステムを労政の分野と連携してつくる。	ジョブコーチ(職場適応援助者)につきましては、 障害のある人と事業所の双方への支援を行う制度と して、一般就労に効果的なものであると認識してお り、P29①やP30③に盛り込んでいます。ジョ ブコーチには、地域障害者職業センターに配置され るジョブコーチの他に、①就労支援に取り組む社会 福祉法人などに研修を受けた者をジョブコーチ(第 1号職場適応援助者)として配置する制度、②企業 などに研修を受けた者をジョブコーチ(第2号職場 適応援助者)として配置する制度があり、それぞれ ジョブコーチ支援を行った際に助成金が支給されま す。 労働局などと連携して、これらの制度が活用され るよう周知に努めます。

8	<p>あんしん”暮らし”実感プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者に対応したケアホームの整備は希望する法人の実態、願いに応え「今年は〇箇所のみ」と限定するのではなく、それぞれが実現するよう御支援願いたい。 ・重症心身障害者対応施設は不足しており運営も大変。日中活動の場の確保・充実の項目は全て欠かさない内容。是非進めて欲しい。 	<p>財政的な制約もありますが、ご意見を今後の取組の参考とし、国庫補助事業も活用しつつ、重度障害者支援の充実に努めます。</p>
---	--	--

<Ⅲ実施計画 4事業量見込>

番号	箇所	内容	対応案
1	P26	グループホーム・ケアホームの整備計画についての記載(17、20、26頁) 県内に限らずGHおよびCHのニーズは高まる一方であり、滋賀県としても、居住支援事業の充実を目指す中で、整備目標を定めてGHおよびCHの今後の整備計画等の推進を図られたい。	各市町と調整のうえ整備目標を定め盛り込みます。

<全般>

No.	箇所	内容	対応案
1	P4	1行目 「障害のある人へ」の方が適切(以下同様の表現に統一)	御意見のとおり修正します。
2	全体	・見出し番号の付記方法を検討必要 I→1→1→1→①となっており混乱する。 ・一般的でない表現について解説や注釈が必要 ・社会参加推進センター IT支援センターなどについても解説や注釈が望ましい。 ・全体的に施策や事業が網羅されているが、具体的な県と市町の役割分担が曖昧。	・見出し番号については御意見を踏まえ整理します。 ・巻末に解説・注釈を付けることにします。 ・県と市町の役割分担は、P4に市町の役割を記載していますが、法令等により明らかなもののほか、個々に必要に応じて市町と十分に協議させていただきます。
3	全体	障害者が自分たちから奮い立つような働きかけの「場」としての社会的活動を可能にするを考えていただきたい。特に精神障害者の中には挑戦できる人が出てきている。ケースに応じて補助制度もあってよいのではないか。	今後の施策検討の参考にさせていただきます。
4	全体	国における障害者権利条約の締結に向けた障害者制度の改革の動きのなか障害者基本法の改正をはじめとした法整備が進行していることを踏まえ、新しい計画にこれらの理念(文言)が最大限反映されたものにしていくことが重要と考え、障害者基本法改正部分の記述を膨らませることなどを求める。	御意見を踏まえ障害者基本法改正の趣旨を含め、「はじめに」の冒頭に記載を追加しました。
5	全体	本プランの活用(周知や啓発)と進行管理について ・活用：県や市町の役割やサービス事業所、企業、地域社会、県民の役割や期待が記述されている。プランの実現を図るためにも、本プランの活用、周知を徹底させていくなど対策が必要。 ・進行管理：機関を設置して障害のある当事者や関係団体の参画のもとで施策の推進状況の監視を行う」とあるが、機関の設置にあたっては、障害当事者の意見を踏まえた委員構成が図られるようにして欲しい。	御意見を踏まえ、プランの周知活用や委員構成の検討に努めます。
6	全体	国の動きとしては、平成25年通常国会に「障害者差別禁止法(仮称)」が上程される予定である。県としても「障害者差別禁止条例」の制定に向けて検討を始めるべきだ。	御意見を踏まえ修正します。(P5)
7	全体	内部障害者が広く社会から認知されているとはいえない状況にあり、これは従来および今回の福祉プランにおいて、内部障害者に対する理念や具体的プランが不足していたためではないか。今回のプランでは、内部障害者に対する理念や具体的な施策の織り込みを願う。	P14 <5つの視点>の「ウだれでも」に次の一文を追加します。 ・障害が外見からは判別しにくい内部障害のある人への一層の配慮も求められます。
8	P19	内部障害者の日常生活用具の給付に関して一言も記述されていないのはなぜか。日常生活用具の給付事業の現状では、市町間で合理性を欠く地域格差があり、福祉サービスの地域格差の是正を目指す取組を追加されたい。地域格差の是正は障害者総合福祉法(仮称)の6つの目標の1つである。	日常生活用具の給付は、「地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態」で実施する地域生活支援事業のメニューとして市町が実施しています。県では、福祉用具の普及や、市町への情報提供に引き続き努めて参ります。